るなどして２以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）を含めて構成される組織をいう。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬のうち、提出会社の監査報酬等の内容として重要な報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、(a)の規定により記載する報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

(c)　(a)及びb)の規定により記載する報酬の内容のほか、最近２事業年度において、提出会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬の内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(d)　提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

(e)　提出会社が最近事業年度の末日において会社法第２条第 11 号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役会（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が同法第 399 条第１項の同意をした理由を記載すること。

㉟　役員の報酬等

第二号様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。

㊱　株式の保有状況

第二号様式記載上の注意㊳に準じて記載すること。

㊲　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　最近日現在における提出会社の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、提出会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、㉘ａの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。

b　最近日現在における提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載すること。

c　［略］

㊳　事業等のリスク

第二号様式記載上の注意㉛に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㉛ａ中「連結会社」とあるのは「提出会社」と読み替えるものとする。

㊴　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

最近事業年度及び㊵の規定により中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績及びキャッシュ・フ

㉟　監査報酬の内容等

a　最近２事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること。

b　ａにより記載する報酬の内容のほか、提出会社の監査報酬等の内容として重要な報酬の内容（例えば、提出会社の連結子会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c　最近２事業年度において、非監査業務に基づく報酬（提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべきものに限る。）があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

d　提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

［加える。］

㊱　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　最近日現在において提出会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。

b　最近日現在における提出会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 118 条第３号に掲げる事項を記載すること。

c　［同左］

㊲　事業等のリスク

第二号様式記載上の注意㉛に準じて記載すること。

㊳　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

最近事業年度及び㊵の規定により中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績及びキャッシュ・フ